増設計画を発表。町民の７０％が増設反対の意志をアンケートの中で示す中を，町と県が受け入れを表明し，漁協と補償交渉も妥結，第１次ヒアリングの強行（昭和５７年１１月１８日）と進み，今年の４月には，「３号炉を限度とする」と「安全協定」を改定し，国の許可を待つばかりとなっていた。

四電の原子力依存は，すでに昭和５９年度末で，電源構成比で２０％，発電電力量で約４０％に達し，電力需要が伸び悩む中で，営業の硬直性を，四電幹部さえ指摘する有様である。そのことが，３号炉本着工を，ずるずると遅らせてきたのであろう。しかし，国，県。町の突き上げで，「乗りかけた船」は，住民不在の「出船式」を強行するに至った。

さる７月に伊方原発沖で発生した三度目の魚貝類大量死事件で，周辺地域では，これまでになく伊方原発への不信と怒りが高まっている。第２次ヒアリングを強行し，例によって「温廃水は安全審査と無関係」と，やりすごしたとしても，住民の支持を失って出発する３号炉の前途は多難となろう。

反対派住民は伊方原発反対八西連絡協議会に結集し，第１次ヒアリング時と同様に，労組，原水禁などとともに抗議行動を展開する予定となっている。

魚貝類大量死事件

県の調査グループも「原発はシロ」を撤回

愛媛県が依頼している「三崎半島伊予灘海域漁場環境調査グループ」（愛媛大学教授らで構成）は，７月２９日の記者会見の席上，伊方沖周辺での今回の魚貝類大量死事件に関して，さきに「原発は無関係」とした見解を改め，「伊方原発の温排水との関連も調査する必要がある」との見解を発表した。さきに京大漁災研グループが指摘した，唯一の「汚悪水」の放流源を無視することができなくなったのである。

一方，伊方原発八西連絡協議会では，今回の大量死発生直後に，町と県に提出した質問状の回答がまだないため，８月２１日，広野会長ら６名の代表が伊方町役場を訪れ，福田町長と面談した。住民代表らは，原発との関連についての調査の方法や結果を問いただしたが，町長は，調査はすべて県にまかせてあると答える一方，何の根拠もなく「自分は原発が原因だと思っていない」と〝信念〟をのべるだけ。住民代表は今後も話し合いの場を持つよう要求し，２時間後に引き上げた。

会計報告（’85. 7/30～8/31）

収　入	
会　費	42,000
ニュース購読料	135,600
カンパ	5,000
「上告理由書」売上金	85,000
計	267,600
支　出	
ニュース印刷代	31,000
郵送料	21,410
振替手数料	1,870
弁護団会議費	77,000
上告理由書増刷（内金）	480,000
ゼロックスリース料	14,300
計	625,580
差　引	−357,980
積立金合計	146,387

伊方訴訟ニュース

第１４５号

1985年9月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先：〒530 大阪市北区西天満４-９-15 第一神明ビル 藤田法律事務所 ☎ 06-363-2112 口座 大阪 3-48780

１号炉訴訟

高松高裁から訴訟記録が届き いよいよ最高裁での審理始まる

最高裁第一小法廷から弁護団あてに，７月２３日付で「上告訴訟記録到着通知」が送られてきた。高松高裁から訴訟記録の送付を受け，上告事件番号を「昭和６０年（行ツ）第１３３号」とする，との通知である。

一切の訴訟記録が最高裁に届けられたことで，いよいよ，最高裁として初の原発訴訟に取り組むことになる。当面は，調査担当官による「上告理由書」の内容や，これまでの記録の整理が行われるとのことであるが，最高裁が，問題だらけの高松高裁判決を，どのように審理していくか注目されている。

（「伊方原発を考える松山市民の会」が，６月９日，伊方原発ビジターズハウス近くで，新国道に面して立てた大看板）

３号炉建設を強行 １０月４日に第２次ヒアリング

通産省から，伊方３号炉の安全審査を終了したとの通知を受けていた原子力安全委員会は，愛媛県などと相談の上，反対派住民や，県評，原水禁などからの中止要請を無視し，きたる１０月４日，伊方町町見体育館で，第２次「公開ヒアリング」を強行すると，８月９日に発表した。

３号炉建設の「準備工事」は，すでに６月から，県と町の許可を受けて始っていたが，今回の発表によって，これまでのびのびになっていた本体工事も，タイムリミットの来年３月末から開始される見通しとなった。

よく知られているように，四電と伊方町との間での「安全協定」では，（以下５頁に）

２号炉第２４回公判
９月２４日（金）午前１０時より
松山地裁大法廷

相つぐ魚貝類の大量死や３号炉ヒアリングの強行など，緊迫する現地の情況を背景に，被告国側のデタラメな主張に対する原告住民側からの追及が，手作り書面をつきつけて，引き続き展開される。

2号炉訴訟
原告準備書面

ー立地条件(四)ー

1985年5月24日提出（その3）

〈結　論〉

原子炉規制法の要件を満たさない二号炉立地条件審査は違法であり，被告はただちに許可処分を取り消せ。

以上，本書面の(1)～(7)の各項目で逐次明らかにした点を要約するならば，

①被告は本件2号炉敷地沖合5～8kmに中央構造線の存在を推定し，それより南にはないと主張したが，立地条件㈢書面による原告主張でその誤りが明らかになった。

②では，被告の誤った主張のもとになった本件2号炉安全専門審査会は，報告書で中央構造線をどう判定したかを見ると，中央構造線の位置の判定に1号炉審査の際の音波探査結果を用い，原発沖5～8km地点の堆積土の状況の判定に，その後の音波探査調査結果を用いた。

③そこで，2つの音波探査調査の関係を検討すると，1回目の調査は範囲が狭く，陸上露頭との対応もなされていない小規模調査であったが，2回目の調査は，陸上露頭と対応を行ないながら，四国から九州に至るまでの大規模な範囲を調査し，この2回目の調査でもって，この音波探査調査を完了したと調査実施者が明言している。

④ところが，この2つの調査の結論を申請者の補正書類で見ると，1回目の調査結論は「原発沖合5～8kmに中央構造線を推定した」としたが，同調査を含む調査結果である2回目の調査の結論は「上灘西方6kmより以西では中央構造線の存在そのものを推定することが困難である」と原発沖の中央構造線の位置はどこにあるか全くわからない－と結論し，先の1回目の調査結論を否定したのである。

⑤にもかかわらず，右の申請書補正書類及び添付書類6をもとにして審査を行なった本件2号炉安全専門審査会は，②のごとく，2回目調査で中央構造線位置の推定を明確に否定されている，1回目の音波探査結論を用いて，憶面もなく中央構造線の位置を示す資料として同報告書に記載し，(6)で明らかにした通りの，意味のない「堆積層」云々の文章に2回目の調査結果を用いて，文章的詭弁で前段の中央構造線位置のあいまいさを補強しようと図ったのである。

⑥その上，これらの音波探査資料，申請補正書類は，2号炉審査においては部会最終報告書決定の20日前に提出されており，まともな資料検討が行なわれたかどうか極めて疑わしい。おまけに，1号炉審査時においても，音波探査の調査を実施した月の月末に最終報告書の決定が出されており，1号炉審査と2号炉審査の際に，その最も重要な要件である地震・地盤に関連する中央構造線位置を知る資料の申請補正のやり方が，いつもドタン場の提出であったという事実が明らかになった。

⑦そして，右⑥の事実関係と経緯を十分承知している6人の1号炉審査関係者が，本件2号炉審査も引き続き担当しており，このうち3人までが地震・地盤部門の担当委員，調査員であったにもかかわらず，報告書における音波探査資料の用い方は全く不当な用い方

がなされ，実際には明らかにされていない中央構造線の位置（及び被告のいうところの活動性？）について，あたかも判っているかのごとく報告書に記載したのである。

以上の本書面主張とその要約によって明らかになったことは，

本件2号炉安全専門審査会の立地条件審査のズサンさとデタラメさであり，その上に，そのデタラメさは決して「単なる誤り」という段階に留まっておらず，本件審査会は，審査に必要な調査結論は無視し，審査に用いるべきではない調査結論をあえて用いるという，誰にでもわかる誤りを犯しており，その誤りは明らかに「意図的」である。

このことにより，本件安全審査の誤りが明らかになっただけでなく，そもそも，審査会自体に，本件2号炉の安全審査を科学的，客観的に審査しようという姿勢そのものがなかった――という事実も又，明らかになったのである。

世界有数の大活断層である中央構造線が，本件2号炉の少なくとも5kmより近い地域に存在しているにもかかわらず，その位置すら明らかにされていない審査――

もし，この中央構造線が動けばマグニチュード8クラスの巨大地震になる可能性があるのに，それが動いたら2号炉敷地はどのような影響を受けるのかを全くやっていない審査――

立地条件㈡で明らかにしたごとく，本件2号炉の耐震設計に用いられた2号炉敷地への最大加速度値の計算には，2号炉敷地近くで現実に起りうる地震の規模はM6.7～6.9とされた（そして計算の際には，安全計数をかけた形でM7.0とした）。

ところが同㈡で示した通り，断層の長さが10キロ程度でもM6.9程度の地震は発生するのであり，その長さが百キロともなれば，M8級になることは2号炉審査員も認める計算値である。

従ってもし，伊方沖の中央構造線が明らかになった場合には，その断層の規模，長さを調査しなければならなくなるのは当然の帰結であり，勿論「調査」すれば，すぐにその規模，長さはたちどころに判明することになるのである。そして，その長さと規模がわかれば，先に示したごとくそのマグニチュードも容易に計算できるのである。

原発から5キロ以内の海底にある中央構造線は，どれ位の長さがあるのか？その長さの断層ではどれ位のマグニチュードとなるのか。そのMは2号炉の耐震設計で審査会が認めた数値の範囲に納まるのか，納まらないのか。

この問への答こそが申請者の四国電力が出したくなかった答えなのであり，この答えを答えずにすますためにひねり出した挙句の浅知恵が，すでに見てきた通りの沖合5～8kmへ目を向けさせる懸命の工作だったのである。

この申請者の願いをそのまま受け入れて，審査の際に答えを出しているかのように装って，その実，全く答えずに「立地条件の審査は適当である」としたのが本件2号炉専門審査会だったのであり，この当然答えていなければならない答えがないデタラメ審査を，そのまま妥当な審査として許可処分を成したのが被告の元総理大臣福田赳夫（現在は責任を通産大臣に転稼して，逃亡をはかっている）

だったのである。

よって，この様なデタラメ審査をもとにして設置された本件２号炉では，敷地沖にあると被告も認める中央構造線による大地震発生の場合において，原子炉規制法第２４条の１項より４項に示されている「原子炉の構造及び設備が核燃料物質，核燃料物質によって汚染された物，又は，原子炉による災害防止上支障のないものであること」という要求を満たすという保障は，審査会が右中央構造線の位置及び規模を明らかにせず，それ故にその地震発生の際の原子炉の構造，設備の安全性を全く審査していないのであるから，右の規制法の条件を満たすという保障は全くなく，審査の体をなしていない。

従って，安全審査会の行なった本件審査は違法であり，その違法審査にもとづいて成された被告の２号炉許可処分も違法であることをまぬがれない。よって被告はただちに右許可処分を取り消すべきであり，被告が自らそうしない以上，本法廷において取り消し命令の判決を出されるよう主張するものである。

釈明を求める事項

以上の立地条件書面を踏え，次の通り釈明を求める。

(1)本件２号炉安全審査を含む原子炉審査の際の，立地条件審査に適合しないと判断する断層の規模はどんなものであるのか，その断層の長経及び幅等の基準を示せ。

(2)その基準は何に定められ，いつ定められたかを示せ。

(3)その定められた基準は法律であるか，または守らなくても罰せられることのない単なる遵守規定なのかを明示せよ。

(4)断層と審査との関係において，敷地より何ｋｍ以内のものについて審査の際に考慮しなければならないとしているのか，その基準を示せ。

(5)その基準は何に定められ，いつ定められたかを定せ。

(6)その定められた基準は法律であるか，単なる遵守規定であるのかを明示せよ。

(7)被告が準備書面㈡で言うところの断層（書面では中央構造線としているが）について，断層の活動性と審査との関係において，「ここまでの活動性なら審査に適合する」「ここからは適合しない」という断層の活動性についての審査基準はあるのか，ないのか，を示せ。

(8)もしあれば，その基準を示せ。

(9)その基準は何に定められ，いつ定められたかを示せ。

(10)その基準は法律であるか，単なる遵守規定なのかを明示せよ。

(11)被告準備書面㈡Ｐ13，③伊予灘・豊後水道及び宇和海地域の地震 ── の項中，左から３行目，２行目の「これらの地震の規模はマグニチュード７以下，その ── 」の文についての証拠文献乙２－１の６－５－１～同３中には右文中に被告が示した「Ｍ７以下」という数値は見あたらないが，何を根拠に「Ｍ７以下」としたのかその理由を示し，その根拠となる証拠を示せ。

(12)右書面㈡Ｐ14，右から４行目～５行目の「これらの地震の規模はマグニチュード7.1以下，その ── 」と記述したものの証拠文献乙－２－１，６－５－１～同２中には，右「Ｍ7.1以下」の数値は，どこにも見当らないが，この「Ｍ7.1以下」と記した理由と証拠を示せ。

(13)乙２－２の８－１－４４，下から８行目に「ＴＹＰＥ　Ａの地震規模Ｍ（ＭＪ）は，6.7～6.9と考えられ」とあるが，同文中の最大値の6.9の数値は，同ページ下から１１行目に記してある「添付書類６第５・１・６図の地震の蓄積エネルギー」の図表に示されている伊予灘地区「Ｍ7.2～Ｍ6.7」の最大値7.2から0.3引いたものと考えられるが，その通りかどうか確認せよ。

(14)そうでない場合は，何の数値から，いくらの数値を引いて出したものかを示せ。

(15)右(13)の低い数値の6.7の数値は「伊予地点に最も近い所で発生した地震は１７４９年の伊予宇和島地震」（乙２－２，８－１－４４）のＭ7.0から0.3引いた数値と考えられるが，その通りかどうか確認せよ。

(16)そうでない場合は，何の数値から，いくらの数値を引いて出したものかを明示せよ。

(17)２号炉原子炉は震度いくらで自動停止するよう設計されているのか，その停止震度を示せ。

(18)その地震の際の自動停止の作動に関する仕組みを，順を追って各作動機器名をあげて説明せよ。

(19)また地震発生の際には，どれだけの震度で原子炉を停止するように定められているのか，その基準を示せ。

(20)その基準は何に定められ，いつ定められたかを示せ。

(21)その定めは，法律であるのか，単なる遵守規定であるのかを明示せよ。

(22)被告準備書面(一五)のＰ8，4で，原告が立地条件㈡で行った求釈明(5)に対して，「大崎順彦氏が同氏の著書『地震と建築』において，本件安全審査に使用したマグニチュードと異なるマグニチュードを記載している事実は見当らない」と答えているが，この釈明を求めた書面の中で，㈠，(4)において，本件審査で申請者が使用し，審査会（大崎委員会を含めた）が妥当と認めたマグニチュード切り下げの内容について，被告提出の乙－２－２，ｐ４４のコピーと，大崎氏の著作「地震と建築」中のｐ２２の歴史地震表のコピー（甲１１号証－８），及び，理科年表のコピー（甲１１号証の５）の３つのコピーを提出しているのであり，右コピーを並べれば，被告が釈明で憶面なく否定した「…事実は見当らない」のではなく，確実に見当るのである。証拠を示しての求釈明に対して，その証拠に示された事実すら無視しての強弁は，到底釈明とはいえない。

従って，本件２号炉の審査を担当した大崎氏が，自著の「地震と建築」中のｐ２２において掲載した，西暦８４５年（注，８５０の間違い）～８７０年までの地震の表の中に記載されているマグニチュードの数値は，本件２号炉安全審査で審査会が適当と認めたマグニチュードの切り下げ，即ち「１８７０年以前 ── のＭは0.5程度過大に評価されている可能性がある」という切り下げ方式や「古い地震のＭは控え目に見ても0.2は差し引ける」とした切り下げ方式が全く使われておらず，理科年表記載のＭと全く同じ数値のＭが使用されている理由はなぜなのかを，再度釈明せよ。

（１頁から続く）「２号炉まで」となっていた。しかし，昭和５５年５月に四電は，県や町の「金ほしさ」につけ込んで，３号炉